

# GEOBASICPLAN

一般社団法人

鳥海山・飛島ジオパーク推進連絡協議会

第二次基本計画（2024～2030年）



ジオパークは、国際的な地質学的意義を持つサイトや景観が、保護・教育・持続可能な開発を一体とする理念に基づいて管理された、単一の統合された地理的領域です。ジオパークプログラムを用いて地球と地域社会の持続可能な開発を実現するために、2016(平成28)年3月24日、鳥海山・飛鳥ジオパーク構想推進協議会は「鳥海山・飛鳥ジオパーク構想 推進基本計画」を策定しました。そして、地域内外のあらゆる世代の人々が、鳥海山・飛鳥ジオパークエリアの自然と文化に直接ふれ、その活動を楽しみ、この地域を好きになることを目指し、「Touch! ふれる・楽しむ・好きになる」というキャッチフレーズを用いて活動を推進してきました。

その一方でユネスコは、2015(平成27)年11月17日、第38回ユネスコ総会においてジオパークプログラムをユネスコの正式事業に認定し、併せてジオパークの理念や認定基準、審査基準の明確化を進めました。そしてこれを受け、国内のジオパークの認定審査を行う日本ジオパーク委員会も、日本のジオパークの審査もユネスコのガイドラインに基づいて行う、という方針を示しました。このような改訂が行われた結果、当協議会が策定した基本計画の一部を、ユネスコが定めるジオパークの基準やその理念の実現に即したものに修正する必要が生じました。これが「第二次基本計画」策定の背景です。

第二次基本計画は、ジオパークプログラムの目的である「地球と地域の地形地質・自然・文化資源を守り、社会の持続可能な開発の実現」に必要な不可欠な7つの事業を定めています。そしてそれらの事業は、急激な地球温暖化といった地球規模の課題だけでなく、少子高齢化や人口減少といった、目の前で展開されつつある、地域社会の持続可能な開発を脅かす喫緊の課題の解決にも大きく貢献します。第二次基本計画が、地域で既に展開されている活動の意義をより明確にするとともに、地域住民や団体がその立場や利害関係を超えて、長期的かつグローバルな視点に立って、地球と地域社会の持続可能な開発の実現に向けて共に行動を起こす一助になることを、切に願います。

# 目次

---

第1章 鳥海山・飛島ジオパークの概要	01
第2章 鳥海山・飛島ジオパークが目指すもの	03
第3章 鳥海山・飛島ジオパークが行う事業	04
第4章 6つの事業および「7 その他」の概要と方針	05
IV-1. まもる：地域及び地球の資源の保護・保全事業	05
IV-2. 創り出す：地域資源の調査研究事業	06
IV-3. 学ぶ：地域および地球の資源を持続可能な方法で活用する教育事業	07
IV-4. 活用する：地域および地球の資源を持続可能な方法で活用するツーリズム事業	08
IV-5. つくる：地域および地球の資源を持続可能な方法で活用する地域づくり事業	09
IV-6. 繋がる：国内外のジオパークとの連携強化事業	10
IV-7. その他	11
第5章 第二次基本計画の推進が地域にもたらす効果	12
第6章 運営体制	14
第7章 第二次基本計画と第二次行動計画との関係	15
補足:本文中の注釈	16

## 第1章 鳥海山・飛島ジオパークの概要

---

ジオパークは、「地球」を意味する”ジオ”と”公園”をつなぎあわせた造語で、国際的な地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・研究・持続可能な開発<sup>1)</sup>が一体となった概念に基づいて管理された、単一の、統合された地理的領域を指します。ユネスコが認定するユネスコ世界ジオパーク(UNESCO Global Geopark: UGGp)は、「国際地質科学ジオパーク計画(International Geosciences and Geopark Programme: IGGP)」のガイドライン<sup>2)</sup>に明記された8つの基準<sup>3)</sup>に基づいて認定されます。そして、日本国内のジオパークの認定組織である日本ジオパーク委員会(Japan Geopark Committee: JGC)も、ユネスコ世界ジオパークと同じ基準で日本国内のジオパークを審査・(再)認定しています。

鳥海山・飛島ジオパーク(英語名は「Mt. Chokai & Tobishima Island Geopark」)は、山形県と秋田県の県境に位置する鳥海山の山麓域と、離島である飛島までの陸域と海域をエリアとします(図1)。エリアの総面積は3,913.34 km<sup>2</sup>で、このうち陸域は2262.09 km<sup>2</sup>(約57.8%)、海域は1,651.25 km<sup>2</sup>(約42.2%)です。エリアの中には、自然保護区域である鳥海国定公園が含まれています。エリアの境界のうち、陸域の境界は由利本荘市、にかほ市、遊佐町、酒田市の行政境界と一致しています。また海域の境界については、鳥海国定公園の海域エリアの設定に倣い、由利本荘市および酒田市の行政境界の海岸線の1km沖合の位置から、飛島周辺海域の鳥海国定公園の海域エリアの最外郭を直線で結んでいます。さらに飛島周辺のエリアの境界は、鳥海国定公園の境界と一致しています。

この鳥海山・飛島ジオパークのエリア内には、約3,000万年前(新生代古第三紀)から続く地球活動に伴う地層や岩石が分布しています。中でも、太平洋プレートの沈み込みの影響を受けて約300万年前から顕著になった地殻変動や地震活動の累積がもたらした出羽山地などの丘陵地形と、約60万年前から開始した鳥海山の火山活動に伴う溶岩流や山体崩壊に伴う流れ山地形は、鳥海山・飛島ジオパークを特徴づける世界的な地形地質遺産です。

これらの地形地質遺産の上には天然のブナ林やタブノキ林が拡がり、国の天然記念物であるイヌワシや、イバラトミヨ、ホトケドジョウなどの希少種が棲息できる豊かな自然環境があります。また、鳥海山の麓に湧き出す豊富な湧水は、豊かな農産物・海産物を育む元になっています。人々はそれらの自然の恵みを楽しみながら、鳥海山を御神体とし、番楽やアマハゲなどの独自の郷土芸能を生み、また北前船の交易等を通じて、独自の文化を創り出しています。これらの自然環境や文化は、地球活動が作り上げた日本海と鳥海山、そしてそこに冬季に吹き付ける季節風(モンスーン)の存在なくしては創り出しえないものばかりです(図2)。

鳥海山・飛島ジオパークは、47カ所の地形地質サイト、17カ所の自然サイト、61カ

所の文化サイト、そして9箇所のビューイングポイントを設定<sup>4)</sup>(2024(令和6)年6月現在)し、エリア内の地域資源を保護とそれらの持続可能な活用を推進しています。

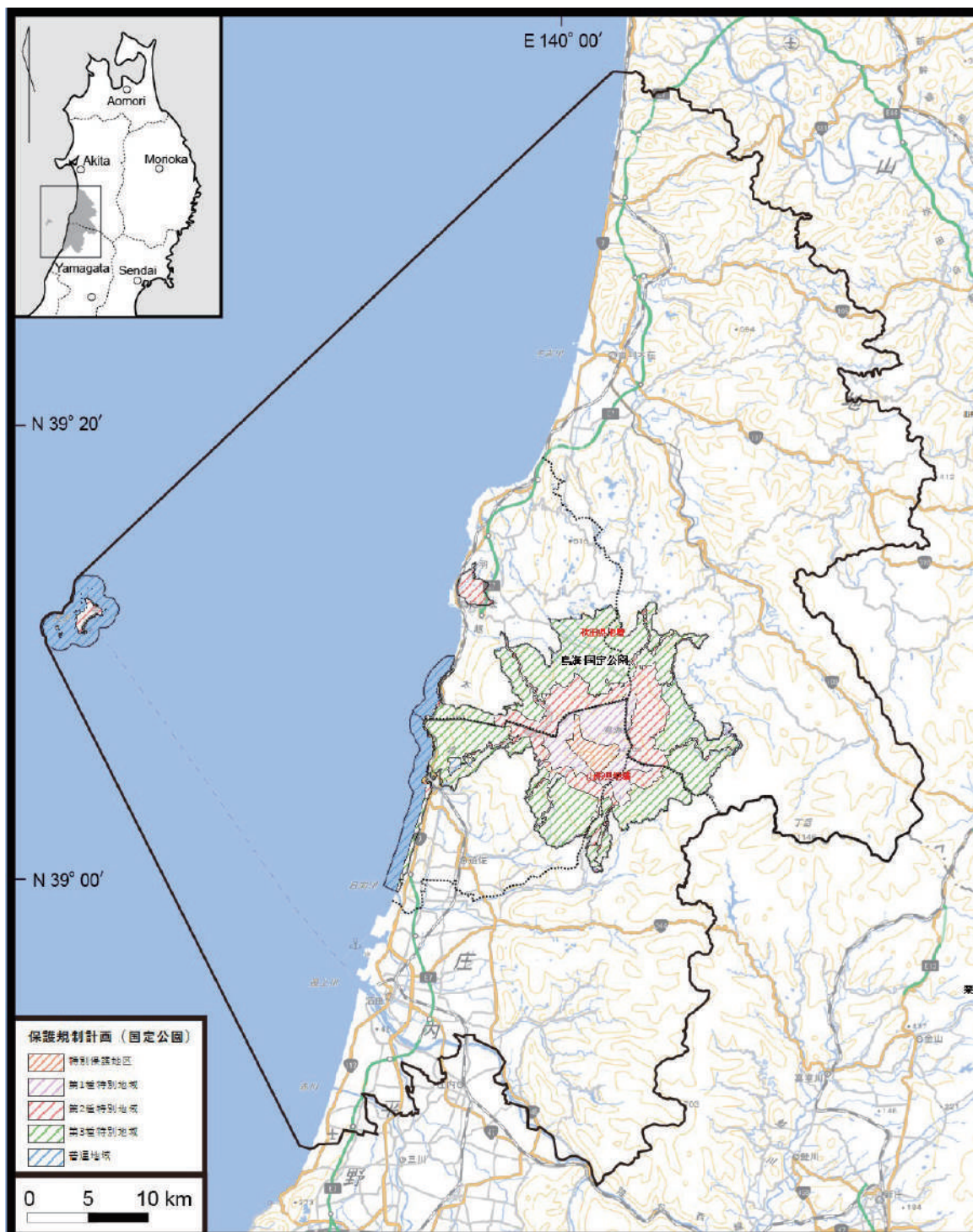


図1 鳥海山・飛島ジオパークのエリア。エリアの総面積は3,916.09 km<sup>2</sup>で、その約58%が陸域、約42%が海域です。ジオパークエリアの境界は、4つの自治体の境界および鳥海国定公園の境界に準じて設定しています。

## 第2章 鳥海山・飛島ジオパークが目指すもの

鳥海山・飛島ジオパークの運営母体である一般社団法人 鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会(以降、ジオ協)は、この地域で、今の世代だけでなく、将来の世代が自らの欲求を充たす生活ができるよう、IGGPのガイドラインに則り、図1に示したジオパークエリア内に存在する地形地質・自然・文化的価値を有する地域資源を守りながら活用する活動を通じて、地球を守り、社会の持続可能な開発の実現を目指します。そして、その目的を達成するために、従来通り、「日本海と大地がつくる水と命の循環」を全体テーマ、「暖流・活火山・湧水が織りなす自然と暮らし」をサブテーマに置き、ジオパーク活動を推進します。



遊佐町から見る鳥海山

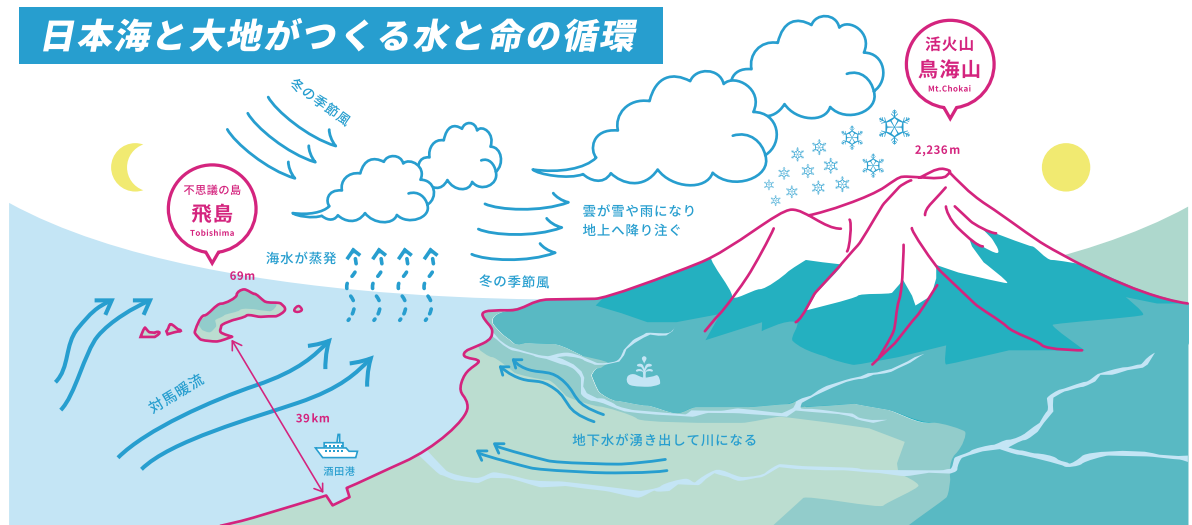


図2 鳥海山・飛島ジオパークの全体テーマとそのイメージ。日本海、季節風、そして鳥海山の存在が、このエリアならではの自然環境や歴史・文化を生み出しています。

## 第3章 鳥海山・飛島ジオパークが行う事業

第二次基本計画では、IGGPのガイドラインに基づき、柱となる6つの事業と、付随して発生する事業をあわせた7つの事業を実施します。この7つの事業は、鳥海山・飛島ジオパークを構成する4つの自治体および2つの県の総合計画<sup>5)</sup>の達成に貢献するだけでなく、国連加盟国が2030年までの実現を目指す「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)<sup>6)</sup>」への達成にも貢献します。

第二次基本計画で実施する事業は以下の通りです；

- 1 まもる : 地域および地球の資源の保護・保全事業
- 2 創り出す : 学術研究による新たな地域資源の創出事業
- 3 学ぶ : 地域および地球の資源を持続可能な方法で活用する教育事業
- 4 活用する : 地域および地球の資源を持続可能な方法で活用するツーリズム事業
- 5 つくる : 地域および地球の資源を持続可能な方法で活用する地域づくり事業
- 6 繋がる : 国内外のジオパークとの連携強化事業
- 7 その他

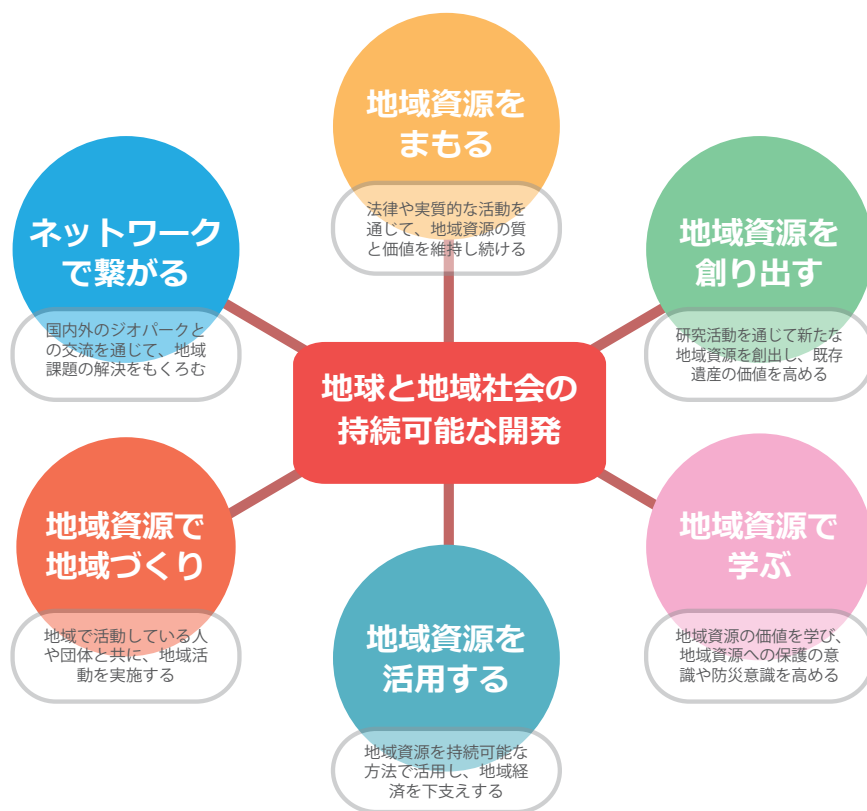


図3 (一社)鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会が実施する事業の概念図。これに「その他」を加えた7つの事業の推進を通じて、地球と地域社会の持続可能な開発(発展)を目指します。



### IV-1. まもる：地域および地球の資源の保護・保全事業

今の世代だけでなく、将来の世代が自らの欲求を充たす生活ができる社会を構築するために、ジオ協は「鳥海山・飛島ジオパーク保護・保全基本指針」に基づき、関連する団体と協力しながら、国際的な地質学的価値を有する九十九島とその景観をはじめ、エリア内の地形地質・自然・有形／無形文化価値を有する地域資源と景観を認識し、それらをリスト化およびサイト化することで、地域資源の法的または実質的な保護・保全活動を促進させます。また、岩石・化石・鉱物といった地質物品の販売を軽減させるとともに、地域団体と連携し、気候変動に代表される地球課題を解決する活動に積極的に貢献します。

#### 【主な事業】

- ・地形・地質，自然，有形／無形文化資源のリスト化とサイト化
- ・サイトデータベースの作成と更新
- ・サイトのモニタリングやパトロール体制の構築
- ・地域に伝わる郷土芸能の普及啓発とそれらの保護活動の推進
- ・地球温暖化の進行を軽減させる活動への参画
- ・地球環境や景観、地域資源を保護保全する活動を担う団体と連携した地域資源の保護保全活動の推進



地元の高校生が行う番楽体験



防災講演会で土砂災害を学ぶ



地域住民と協力して行う海岸清掃活動



にかほ市象潟海水浴場につくられる“盆小屋”

## IV-2. 創り出す：学術研究による新たな地域資源の創出事業

学術研究は、これまで気に留めることのなかった石碑や構造物、私たちが目にする景観、自然環境とそこに棲む動植物、踊りや伝承などの無形物、そして私たちが暮らす大地をつくる地層や岩石および地形などに新たな価値を与える活動であり、ジオパークエリアの質の維持と発展には必要不可欠です。

ジオパークエリア内の地域資源の学術的価値を創出し続けたり、既存の地域資源の価値をさらに向上させるために、ジオ協は、地形地質はもとより、生態や歴史文化、防災等、様々な分野の研究者を誘致し、地域研究の継続的な推進に積極的に協力します。

### 【主な事業】

- ・学術研究者の誘致
- ・学術研究者が実施する地域の研究活動の支援
- ・各種学術会議の開催を通じた、学術情報の地域への普及啓発



飛鳥での湧水調査



学会での研究成果の発表



旧象潟湖の旧湖岸線の位置を探るボーリング調査



東北ジオパーク学術研究者会議のフィールドワーク

### IV-3. 学ぶ：地域および地球の資源を持続可能な方法で活用する教育事業

若い世代を中心としたあらゆる世代の住民が、教育活動を通じて地域資源の価値を認識すれば、住民の地域に対する思い入れと愛着は深まります。これは住民の地域資源に対する保護・保全の意識の醸成に繋がり、社会の持続可能な開発を担う人材を育成する基礎となります。さらに、気候変動やそれに付随して発生する自然災害に対処するためには、過去と現在の地球環境を正しく認識することも重要となります。

地球と社会の持続可能な開発を実現するために、ジオ協は、関連する団体と協力しながら、児童・生徒の発達段階に応じた教育プログラムの開発を進めます。また、地域の未来を担う若い世代はもとより、移住者を含むあらゆる世代の地域住民に、地球と地域の地形地質・自然・有形／無形文化資源の価値を伝える機会を提供し、地球と地域に愛着を持ち、将来の地域づくりを担う地域住民を育成します。

#### 【主な事業】

- ・小・中・高等学校での探究学習活動の支援ならびに大学生の野外実習の受け入れと支援
- ・公民館や図書館などの公共施設と連携した社会教育・環境教育・防災教育事業の実施
- ・児童・生徒の発達段階に応じた、地球と地域の地形地質・自然・有形／無形文化遺産の価値を学ぶ教育プログラムの開発と提供



学習支援員による象潟中学校での出前授業



鳥海中学校の「ジオサイト探検隊」



遊佐高校が行う八面川の生物調査



学習支援員による西荒瀬小学校での出前授業

#### IV-4. 活用する：地域および地球の資源を持続可能な方法で活用するツーリズム事業

社会を維持・発展させるうえで、経済活動は不可欠です。一方で、経済活動を推進した結果、地域および地球資源の質や価値が損なわれる事態の発生は、絶対に避けなければなりません。

ジオ協は、地域の観光関係者や農漁業・商工業に携わる団体、さらには文化活動を推進している団体と協力しながら、その質と価値を損なわない方法で地域資源をツーリズム<sup>7)</sup>に活用し、新たな経済を創出する活動を積極的に推進します。また、地域や地球の資源の価値や魅力を正しく、わかりやすく、そして楽しく発信する人材の育成に努めます。

##### 【主な事業】

- ・各自治体の観光協会をはじめとする観光事業者と連携したツーリズム事業の推進
- ・観光客を対象としたアンケート調査の実施
- ・鳥海山・飛鳥ジオパークの情報を発信する(拠点)施設の展示物の作成
- ・関係機関と協力した、サイト及びエリア内における看板類の整備
- ・地元の工芸品のPRへの協力
- ・教育旅行向けの学習プログラムの開発と誘致活動への協力
- ・鳥海山・飛鳥ジオパークの魅力を伝えるジオパークガイドの育成とその活動への支援



山体崩壊がきっかけの流れ山を巡るまち歩き（金浦）



銚立展望台から見る日本海



鳥海山・飛鳥ジオパークの魅力を伝えるガイドの養成



JR大宮駅でのPRイベントの実施

## IV-5. つくる：地域および地球の資源を持続可能な方法で活用する地域づくり事業

地域には、長年にわたって清掃活動を通じて景観や環境を維持し続けたり、地域に伝わる郷土芸能を伝承したりしている人や団体が多く存在します。また、地域資源を持続可能な方法で活用し、地域経済を活性化させようとしている人や団体もいます。ジオ協は、これらの人や団体と連携し、地域で展開されている地域資源の保護・保全活動を普及啓発すると共に、その活動の支援を通じて、地域づくりの実質的な担い手を増やす取り組みを推進します。さらに、活火山である鳥海山の噴火や日本海で発生する地震、台風や集中豪雨・豪雪などの激しい気象現象に起因する自然災害に対応するために、防災機関と連携し、地域住民の防災意識を高める活動に積極的に協力します。

### 【主な事業】

- ・ 清掃活動や野焼き、郷土芸能等の地域文化を継承している団体と連携したイベントの実施
- ・ ジオパーク活動に賛同する事業者とのパートナーシップ協定の締結
- ・ 地元のユネスコ関係団体との連携強化
- ・ ジオパークエリア内での「ジオパーク」の文字やロゴマークの視認性(ビジビリティ)の向上
- ・ 地元産の食材を活用した商品の認定制度の運用
- ・ 地域おこし協力隊など、地域づくりを推進している人や団体との連携強化
- ・ 自治体の防災担当課と連携した防災事業の推進



地域産品を活用した商品の認定制度の運用



庁舎内の関連部局でジオパーク事業を共有（酒田市）



関連自治体の地域おこし協力隊が参加した会議



ガイドの会の設立と自主的な運営



## IV-6. 国内外のジオパークとの連携強化事業

ジオパークプログラムは、ネットワークで全国および世界のジオパークと繋がり、経験の共有を通じて、自地域課題の解決と他地域課題の解決への貢献を求めています。日本ジオパークネットワーク<sup>®</sup>(Japan Geoparks Network: JGN)のメンバーであるジオ協は、ネットワークメンバーの責務として、当地域での活動や経験をSNSやインターネット、および全国大会等を通じて発信し、JGNのブランド力の向上に貢献します。また、自地域の持続可能な開発を阻害する課題の解決を図るために、ネットワークを利用して他地域の取り組みを学び、事業内容の改善に活かします。さらに、世界ジオパークネットワーク(Global Geoparks Network: GGN)や、アジア太平洋ジオパークネットワーク(Asia Pacific Geoparks Network: APGN)が実施している国際ネットワークの活動にも積極的に参加し、世界が抱える地球課題や地域課題の解決に積極的に貢献します。

### 【主な事業】

- ・ JGN関連の事業(ワーキンググループ)への参加と継続的な情報発信
- ・ GGNおよびAPGN関連の事業への参加



洞爺湖有珠山ユネスコ世界ジオパークで知見を学ぶ



日本ジオパーク全国大会2024のポスターセッション



流れ山を通じた磐梯山ジオパークとの交流



APGN国際シンポジウム2022にオンライン参加

---

#### IV-7. その他

ジオ協が目指す将来像の達成に必要不可欠ではあるものの、6つの事業には属さない取り組みを実施します。

##### 【事業の例】

- ・ テレビや雑誌、SNSなど、各種メディアによる情報発信の強化
- ・ 日本ジオパーク委員会の再認定審査に向けた事業の推進
- ・ ユネスコ世界ジオパークの認定に向けた事業の推進

## 第5章 第二次基本計画の推進が地域にもたらす効果

2022(令和4)年11月、地球上の人口は80億人を越えました。人間活動は地球そのものに負荷を与え続けており、今の人間活動を維持するためには、地球1.7個分の面積が必要である、という試算がなされています<sup>9)</sup>。人間活動の活発化は大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタンガス(CH<sub>4</sub>)などの温室効果ガスの濃度を急激に増加させ、それが急速な地球温暖化を引き起こしています。陸上と海上をあわせた世界の平均気温は、産業革命以降の1880(明治13)年から2023(令和5)年までの間で1.48°C上昇しました<sup>10)</sup>。これは2015(平成27)年11月～12月にパリで行われた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された、気候変動に関する国際条約(「パリ協定」)が求める、温暖化による気温の上昇幅の上限(1.5°C)に近い値です<sup>11)</sup>。地球温暖化によって極域の氷が解け、海水面が上昇すると、島しょ域で暮らす人々はもちろん、海岸に隣接する平地が水没するため、多数の国で人々が生活する場を失います。また、大気中のCO<sub>2</sub>濃度の増加は海水の酸性化を引き起こし、サンゴやエビ、カニ、そしてカキやアサリといった貝類など、炭酸カルシウムを骨格とする生物の棲息に深刻な影響を与えます<sup>12)</sup>。私たちの普段の生活行動の一部が、他の動植物や遠い国で暮らす人たちに脅威を与えつつあるこの状況は、今の子ども達が大人になる頃には更に深刻になると予想されます。

地球上では人口が増え続けている一方で、日本は人口減少と少子高齢化が進み、地域社会そのものの持続可能性が脅かされています。生産年齢人口<sup>13)</sup>の減少は地域社会の維持に直接的な打撃を与えます。いったん地域社会が失われれば、その地域に根付いている独自の有形／無形の伝統文化は永遠に失われ、取り戻すことはできなくなります。また、日本は強い地震や火山噴火などの自然現象が頻発する国です。これらの自然現象が引き起こす自然災害に加え、地球温暖化を遠因とする強烈な台風の発生やゲリラ的な多雨・多雪の頻発も、地域社会にとっては脅威となります。ジオパークというユネスコプログラムは、地



砂浜に打ち上げられている多くの漂着物。もとは人間活動に起因している。



域および地球課題を可視化し、地域住民一人ひとりが、これらの課題を自分事として捉え、その解決に向けた行動を起こすきっかけをつくります。

ジオパークエリアで地域住民に提供される情報のほとんどは、学術的な根拠に基づいています。品質が保証されている情報に基づいた教育事業の実施を通じて、若い世代を中心とする地域住民が地震や火山噴火、気象現象等の自然現象や、気候変動とそれがもたらす影響に関する正しい知識を身に付けることができれば、地球環境への負荷を軽減する取り組みが地域に広がるだけでなく、自然災害の発生を地域住民の力で防止・軽減したりすることができます。また、若い世代が教育事業を通じて地域および地球資源の価値を認識すれば、地域と地球に愛着を感じる住民が増え、都市部への人口流出を軽減させることができます。更に、研究活動を通じて新しい価値が創出された地域資源を、地域住民がその質を改変することなくツーリズムに活用すれば、これまで観光資源として注目されることのなかった地域資源を地域経済の活性化に利用できるようになります。ツーリズム事業の推進は新たな関係人口を生み出し、他地域からの人々の流入をもたらす可能性があります。一つの地域だけでは解決が難しい課題であっても、国内外の他地域からその解決のヒントを効率的に得ることが出来る点は、ジオパークネットワークの大きな利点です。

本第二次基本計画と第二次行動計画に基づいたジオパーク活動の推進は、喫緊の地域課題の解決が地球課題の解決にも繋がることを可視化し、地域づくりに関わる人のモチベーションを向上させ、地域を支える活動に熱意を持つ住民を増やす効果をもたらします。



カヌーを使った自然体験イベント



生きもの観察を通じて、ふるさとの自然環境を学ぶ



ふるさとの川を遡上してきたサケを抱える子ども



郷土に伝わる民話の紙芝居を見ることも達

## 第6章 運営体制

地域の持続可能な開発を実現するためには、多くのステークホルダー(利害関係者)や地域住民が協力し合うことが必要不可欠です。2015(平成27)年3月に「鳥海山・飛鳥ジオパーク構想推進協議会」として設立されたジオ協は、IGGPのガイドラインおよびジオ協が示す基本理念の実現に賛同し、地域資源の保護保全とそれらの持続可能な開発の実現に積極的に参画する4つの自治体と27のステークホルダーで構成されています。また、地域資源の保護保全や調査研究、教育、ツーリズムやマーケティングといった、専門性の高い事業については、ジオ協の中に特定の分野の知識や経験を有する有識者からなる4つの部会を置き、それぞれの専門性に応じて、第3章に示した7つの事業を推進します。

2県・4自治体で構成される鳥海山・飛鳥ジオパークは、単独自治体で構成されているジオパークに比べて、関連する地方自治体やステークホルダーとの綿密な情報の共有が求められます。ジオパークの運営に中心的に携わる人や組織がジオパークプログラムの理念を理解した上で、持続的かつ安定的に組織を運営するために、ジオ協は4つの自治体から派遣された自治体職員と、地形地質学や生態学、国際交流を推進する複数名の専門員で構成される事務局を置き、定期的な会議や事業の実施を通じて、常に相互に情報の共有を行っています。事務局は、本基本計画および行動計画に基づいて、地域の持続可能な開発を実現する活動の推進をコーディネートします。

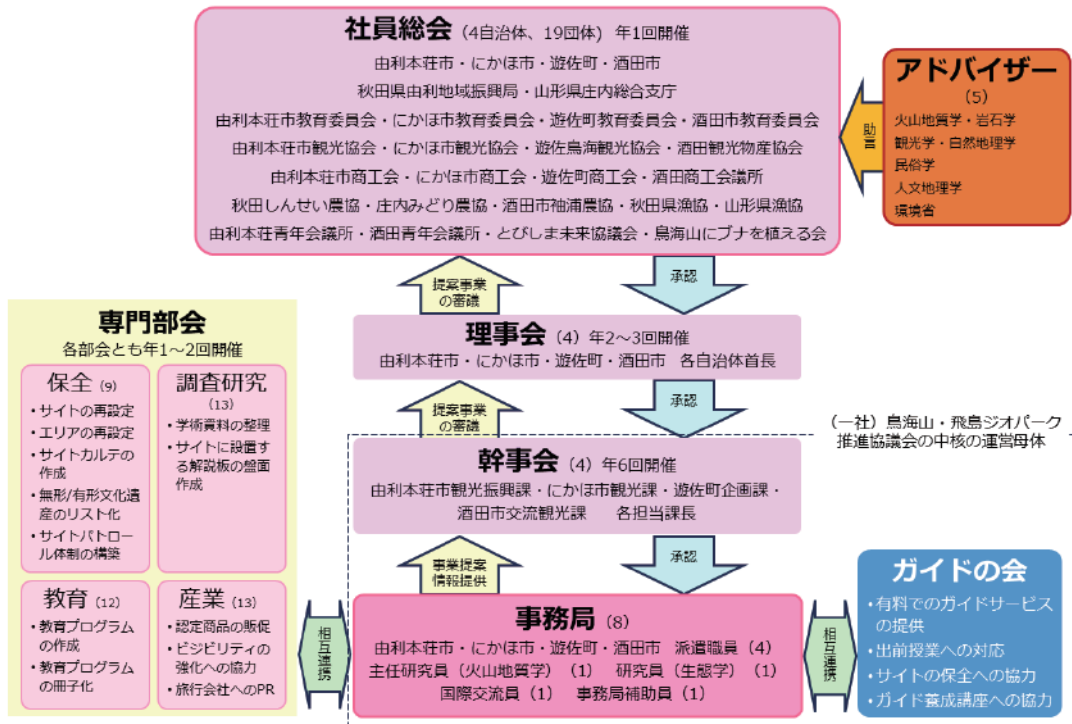


図4 (一社)鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会の組織図。様々なステークホルダーが参加する定期的な会議を通じて、協議会全体の事業の方針と内容を決定していきます。

## 第7章 第二次基本計画と第二次行動計画との関係

ジオパークエリア内に存在する地形地質・自然・文化的価値を有する地域資源を守りながら活用する活動を通じて、地球を守り、社会の持続可能な開発を実現するためには、何らかの行動(アクション)が必要となります。その行動を具体的に明記したものが「第二次行動計画」です。「第二次行動計画」は、ジオ協が掲げる目的の達成のために新規に立ち上げる事業だけでなく、既に地域で行われている活動を重視しています。なぜなら、ジオパークの認定前から既に地域で展開されている活動の中には、ジオ協が掲げる理念の実現に貢献するものが多数存在しているからです。第二次行動計画は、既に地域で展開されている活動とジオ協が掲げる7つの事業との関連性を可視化することで、既存の地域活動が「地域資源と地球を守り、社会の持続可能な発展を実現する」という目的達成のどの部分に貢献するのかを、地域のステークホルダーや地域住民が認識できるようにします。これは、ボトムアッププロセスでの地域づくりを推進するきっかけになります。

第二次基本計画に示す7つの事業はIGGPのガイドラインに準拠しており、ジオパークの認定地域は必ず実施しなければなりません。したがって、第二次基本計画については、SDGsの実施が終了する2030(令和12)年までは、原則見直しは行いません。ただし、それまでの間にIGGPのガイドライン、ユネスコならびにJGCの活動方針、本基本計画の策定にあたって参考にした地方自治体の総合計画<sup>9)</sup>に大きな変更があった場合、そして日本及びユネスコ世界ジオパークの審査における指摘事項(リコメンデーション)の内容によっては、それらに対応する形で計画を一部見直します。

これに対し、第二次行動計画は、4年毎に実施される日本ジオパークの再認定審査<sup>14)</sup>の指摘事項(リコメンデーション)への対応を考慮し、原則5年間の計画とし、各自治体や団体が実施する事業や財政状況、関係団体の人員体制の変化に応じて、その都度内容を変更することとします。

なお、ユネスコ世界ジオパークの審査結果によっては、計画立案のスケジュールそのものを変更する場合があります。

表 第二次基本計画および行動計画の更新スケジュールとジオパークの審査との関係。

年 度	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
第二次基本計画	●	→							
第二次行動計画	●	→				●	→		
第三次基本計画	●							●	→
第三次行動計画								●	→
日本ジオパーク再審査	●						●		
ユネスコ世界ジオパーク国内推薦審査			●						
ユネスコ世界ジオパーク審査				●?				●	

- 1) 「持続可能な開発(Sustainable Development; SD)」は、1980(昭和55)年に国連環境計画(UNEP)、国連自然保護連合(IUCN)、世界野生生物基金(WWF)の3者がはじめて示した理念で、1987(昭和57)年に“環境と開発に関する世界委員会(The World Commission on the Environment and Development)”がまとめた報告書「我ら共有の未来(Our Common Future)」にその内容が明確に記述された。この報告書のなかで持続可能な開発は、「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」と定義された。すなわちこれら2つの単語には、地域の歴史文化・伝統・自然環境を保護しながら、将来にわたって地域の活性化と経済発展を成し遂げる、という意味が含まれている。
- 2) 「Status of the International Geoscience and Geoparks Programme (IGGP)(国際地質科学ジオパーク計画)」のガイドラインは、2015(平成27)年11月17日の第38回ユネスコ総会の場で承認された。ここにはユネスコ世界ジオパークの理念や目的、そしてそれを実現するために必要とされる事業や組織体制、審査方法や審査基準が明記されている。原文はユネスコのウェブサイトに公開されているほか、その日本語訳がJGCのウェブサイトに掲載されている；  
<https://jgc.geopark.jp/howtoapply/index.html>
- 3) IGGPのガイドラインの第3章には、以下の8つのユネスコ世界ジオパークの基準(Criteria)が示されている；
  - i: 国際的な地質学的価値のある地形地質遺産を含み、明確な境界を有する一筆書きの地域。保全、教育・研究、持続可能な開発の総合的な考え方で管理されている。
  - ii: 地質遺産と自然・文化遺産とを連携させて、社会が直面する地球の重要課題の解決を目指している。
  - iii: 国が定める法的資格のある組織による適切な管理運営がなされている。
  - iv: 他のユネスコ遺産と重なる時は、ジオパークブランドとの相乗効果が必要である。
  - v: 地域住民や関係者、先住民など、あらゆる立場の人を巻き込んだ活動をしている。
  - vi: ジオパークの国際的なネットワークにおいて、経験の共有やプロジェクトへ参加している。
  - vii: 地質遺産は法的に保護されていなければならない。地質標本の販売は禁止。正当で持続的な理由があればUGGpカウンセルが例外的に承認することがある。
  - viii: これらの基準の達成度は新規認定・再認定審査の際に確認される。(2024(令和6)年6月20日に行われたJGC主催の研修会で、JGC中田節也委員長が示したスライドに一部加筆)
- 4) ジオパークは、エリア内に存在する地域および地球の資源を、その学術的価値に応じて地形地質サイト、自然サイト、文化サイトの3種類に区分している。ユネスコ世界ジオパークは、これらの中に国際的価値を有する地形地質サイトが必ず含まれている。ジオパークプログラムでは、サイトは「保護・保全すべき価値がある場所」という位置づけで、同様の価値を有する(特に地形地質に関する)地域資源が開発の対象となったとしても、その場所だけは開発から守る、というニュアンスを持つ。サイトは保護だけでなく、持続可能な方法で学術研究や教育、ツーリズムに活用されるが、保護を優先するか保護しつつ活用するかは、サイトが持つ価値や立地、現地の状況によって異なる。また、ジオパークエリアには学術的価値を有する景観や地層が眺望できる展望台や、学術的価値を発信する(拠点)施設も存在するが、これらの展望台や施設そのものには学術的価値はないことが多いため、「ビューイングポイント」や「拠点(関連)施設」として区分される。なお、「ジオサイト」という言葉は世界的に使われているが、「ジオサイト=地形地質サイト」と認識するジオパークが出始めたことから、「ジオサイト」という言葉は混乱や誤解を招くので使うのは控えた方がよい、という意見もある。
- 5) 本計画の策定に当たり、参考にした鳥海山・飛鳥ジオパークの構成自治体及び県の「総合計画」は以下の通り；
  - にかほ市：第二次にかほ市総合発展計画 後期基本計画(2022-2027年度)
  - 由利本荘市：由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期計画(2022-2027年度)
  - 酒田市：酒田市総合計画(2018-2027年度)
  - 遊佐町：遊佐町総合発展計画(2016-2025年度)
  - 秋田県：新秋田元気創造プラン(2022-2025年度)
  - 山形県：第4次山形県総合発展計画(2020-2029年度)
- 6) 「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」は、世界197カ国のうち、国連に加盟している193カ国が2030(令和12)年までの達成を目指して活動を展開している国際社会共通の目標である。「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない」ことを理念とするSDGsは、17のゴールと、それを細分化した169のターゲットを設定し、到達すべきゴールを明確化している。SDGsの前身にあたる「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)」が発展途上国や新興国を主な対象とし、国連や政府が主体的に活動を推進することで目標を達成することを目指していたのに対し、SDGsは先進国も活動の対象に含めている点や、あらゆる組織や団体が自発的に行っている地域活動を含む点、1つのゴールの達成が他のゴールの達成にも貢献するという点を特徴としている。
- 7) 地域資源の質と価値を損なわない方法でツーリズムに活用する観光は、「持続可能な観光活動(サステナブルツーリズム)」と呼ばれ、ジオパークエリアで展開されるツーリズムの基本形態である。自然環境をそのまま観光に活用する「エコツーリズム」、農漁業体験を通じて地域住民との交流を楽しむ「グリーンツーリズム」「アグロツーリズム」などは、サステナブルツーリズムの例である。それらの中で、地形地質学的情報もツーリズムに活用する観光は「ジオツーリズム」と呼ばれ、2011(平成23)年11月12日に、Arouca Global Geopark(当時の名称)で行われたジオツーリズムのシンポジウムの“大会宣言(Declaration)”において、

「その地域の地形地質、環境、文化、美学等の遺産を利用し、住民の幸せのために、持続出来て地域の独自性(アイデンティティ)を高めるための観光」と定義された。

- 8) JGNは日本ジオパークに認定された地域(正会員)と、日本ジオパークの認定を目指す地域(準会員)で構成される特定非営利活動法人で、2009(平成21)年5月16日に設立された。JGNは全国レベルでのネットワーク活動に加え、6つのブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国近畿、九州)単位でも活動を推進している。JGNの中には、ネットワークとしての新たな価値やルールを創出し、ネットワークのブランド力を向上させるために、いくつかのワーキンググループ(WG)が存在する。2024(令和6)年6月現在、JGN内には「気候変動アクション」や「地質物品の収集・販売を減らすための情報発信」、「保全」、「教育」、「防災」など、12のWGが存在し、その活動方針に賛同したネットワークメンバーが活発な意見交換を行っている。
- 9) 人間活動が環境に負荷を与えても環境が元に戻るのは、地球がその負荷を受け止め、解消してくれるからである。この概念をもとに、1990年代初頭、人間が地球に与える負荷を、資源の再生と廃棄物の浄化に必要な面積で表した指標が、ブリティッシュコロンビア大学の研究者によって提示された。この指標は「人間活動が地球環境を踏みつけた足跡」という比喻から、「エコロジカル・フットプリント(Ecological Footprint: EF)」と呼ばれる。この指標によると、全人類の生活を支えるためには、地球1.7個分の面積が必要になると試算されている(2017年の値。今はもっと大きいはず)。毎年国別のEFも計算されている。2023(令和5)年3月にWWFが公表したデータによると、日本のEFは中国、アメリカ合衆国、インド、ロシアに次いで世界で5番目に高い。日本は世界有数の「地球に優しくない国」といえる。
- 10) 朝日新聞のデジタル記事(2024(令和6)年1月10日付)から引用。  
<https://www.asahi.com/articles/ASS1B30NKS19ULBH01Y.html>
- 11) COP21は気候変動に対する長期的な目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2.0°Cより充分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求する」とし、これを達成するために、温室効果ガスの排出量と森林等によるそれらの吸収量をバランスさせた「カーボンニュートラル」を、今世紀後半に実現することを定めた(三井物産のサイト「Green & Circular」のウェブサイトより)。  
<https://www.mitsui.com/solution/contents/column/163#:~:text=%E3%83%91%E3%83%AA%E5%8D%94%E5%AE%9A%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%812015,%E3%81%AB%E7%99%BA%E5%8A%B9%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F>  
ちなみに、世界的な平均気温の上昇が+2.0°C以上になると、熱帯地域は「生活不可能な猛暑」となる。生物多様性は失われ、食料安全保障は悪化し、大半の都市部のイン

フラでは対応できないような異常気象が生じるとされている(ロイター通信のウェブサイトより)。

<https://jp.reuters.com/article/idUSKBN2HU0GD/>

温暖化の幅が+2.0°C以上になると、地球の自浄機能を越えて温暖化が進み、元に戻らなくなることが示唆されている。そのような状況に陥らないよう、2022(令和4)年6月にマスメディアの力を用いた「1.5°Cの約束」という取り組みが日本から始まった。この取り組みは、国連を通じて世界的な活動に広がっている(国際連合広報センターより)。

[https://www.unic.or.jp/news\\_press/info/44283/](https://www.unic.or.jp/news_press/info/44283/)

- 12) 大気中のCO<sub>2</sub>濃度が上昇すると海水中に溶け込むCO<sub>2</sub>量が増えるため、アルカリ性(世界平均でpH=8.1)の海水が酸性側に移行する。海水中のpHが下がると、サンゴやエビ、カニ、貝類などの炭酸カルシウムを骨格とする生物の骨格形成が困難になり、その生育に深刻な影響が生じる。「海洋酸性化」が進行した海洋は、海底が石灰藻で覆われてしまうため、海藻が生えなくなる。海藻は食物連鎖の最下位に位置する「生産者」であるため、海藻が失われれば、海藻を食べるエビや貝類(一次消費者)に加え、それらを捕食するマグロやイカ、カツオなどの生物(高次消費者)も棲息できなくなる。地球温暖化がもたらす海洋環境の変化が人間に与える深刻な影響は、「地球温暖化が進むと寿司が食べられなくなる」という事例で説明されることが多い(例えばNHKの「地球のミライ」のウェブサイトなど)。  
<https://www.nhk.or.jp/minplus/0019/topic009.html>
- 13) 生産年齢人口とは、「生産活動を中心となって支える15～64歳の人口のこと。労働の中核的な担い手として経済に活力を生み出す一方、社会保障を支える存在でもある」(日本経済新聞のウェブサイトより)。  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC192220Z10C23A300000/>
- 14) JGCによる再認定審査は4年毎に実施され、活動の進捗がチェックされる。被審査側が提出した書類(プログレスレポート、自己評価表及びその証拠書類)と現地調査員が作成した現地調査のミッションレポートに基づき、17名(2024(令和6)年6月現在)の学識経験者とジオパークプログラムの内容や実務に精通した専門家が審査を行う。前回の審査時に提示された指摘事項(リコメンデーション)への対応がほぼ未対応であったり、IGGPのガイドラインに抵触する重大事例が確認されたりした場合は「条件付き再認定」となり、2年間で重要事項の改善が求められる。2年間で重要事項に対する改善が認められないと判断された場合、ジオパークの認定は取り消され、JGNから脱会となる。2024(令和6)年6月時点で認定取り消しとなった正会員は1地域(2017(平成29)年茨城県北)、運営組織の消滅によってJGNから脱会した正会員は1地域(2020(令和2)年天草)、自主的に脱会した準会員は6地域(2018(平成30)年中央アルプス、2020(令和元)年月山、2022(令和4)年茨城県北、2023(令和5)年東三河、北九州、飛騨小坂)ある。



Mt. Chokai & Tobishima Island Geopark  
鳥海山・飛島ジオパーク

(本基本計画は、協議会の幹事会メンバーである関係自治体の担当職員と事務局員が一緒に素案をつくり、それをまとめたものである)

2024(令和6)年6月26日策定